

## 中国（上海）自由貿易試験区要望書

2015年10月15日

在上海日本国総領事館

ジェトロ上海事務所

上海日本商エクラブ

「中国（上海）自由貿易試験区総体方案印刷・公布に関する通知」（国発[2013]38号）では、ネガティブリスト管理の構築、政府機能の転換、事中事後の監督管理、サービス業・金融分野の開放、国際レベルに達した利便性の高い投資・貿易、効率的な監督管理、規範化された法制度を備えた自由貿易試験区を建設するとある。

設立から2年を終え、既に様々な制度改革が行われている一方で、多くの企業より、これらの実感があるとの声は聞こえてほとんど来ない中、「中国（上海）自由貿易試験区（以下、上海自貿区）」建設に協力してまいりたいとの思いから、我々三者は以下の要望事項を提出する。

### 【総論】

#### ○実感できる改革実現のために

日本企業は、「自由」を実感できる改革を試験し、全国に波及させるとの理念を歓迎し、できる限り協力を行っていくべく、3回目の要望を提出するものであることを御理解いただき、「1. 市場開放の拡大」、「2. 通関」、「3. 金融」、「4. 法制度改革の改善」の各分野に関する以下の具体的な要望事項につき、今後の更なる自由度拡大の検討に役立てて頂き、共に発展を期したい。

#### ○役所間の調整の推進

とりわけ、改革に積極的な機関と旧態依然に近いままの監督権限を持つ機関との間の足並みが完全に統一されていない。一見すると開放されたように見える分野においても、実は、資格要件が厳しく、監督管理を目的とした指導や報告が多く煩雑で、これらが「見えない壁」となっている。このため、ビジネス展開に時間と労力を要し、上海自貿区を使った新規ビジネスの障害になり、利用が進まず、結果として改革の実感が得られないとの現状がある。

我が国においても、各役所間の調整には膨大な労力と時間を要するため、困難を伴うことは承知しているものの、各機関（中国人民銀行と銀監会・外貨管理局、商務部と発展改革委員会、海関総署と国家質量監督検験検疫総局、文化部と国家新聞出版広電総署等）が一体となって足並みをそろえるため、例えば、

国家級指導者の直轄下に上海自貿区管理委員会を置くことで、同管理委員会の権限を強化するなどして、「見えない壁」の撤廃、つまり、資格条件のハードルの引き下げや行政管理の簡素化（報告や指導の削減）に努めていただきたい。

## 1 市場開放の拡大

昨年要望した「バイオ液体燃料の規制撤廃」、「航空補助サービス」がネガティブリストから削除されたことを高く評価しているが、その他の要望事項は依然として未解決であるため、新たな要望事項に加えて、昨年の一部要望事項も併せて提出させていただく。

### （１）既存規定を調整したうえでの「先行先試」

上海自貿区でネットティングの利用が進んでいない。この根本的な原因は、外貨管理局に対して国際収支申告の際に一件毎に報告しなければならない手間が残っているためであり、国際収支の申告が求められるのは、貨物代金決済（経常項目）の管理・規制が残されているためと推察する。

現状、「核銷制度」は変更されたことで、個別決済時に照合確認を行わないものの、一定期間の通関データと決済データの突合せを求められる管理方式が存在しており、この既存制度が、ネットティング利用の障害になっていると考えられる。この貨物貿易モニタリングに加えて、ネットティングを行った場合にも輸出増値税還付を受けられないという税制面の問題が発生することが懸念される。

また、銀行業以外の金融業、例えば、ファクタリング業の外債調達について、商務部門の規定では認める旨記載がある。しかし、外貨管理局が外債登記を認めないため、実質的には不可能である。こうした中、中国人民銀行から、上海自貿区のFT口座を通じて人民元外債調達は可能との回答があるものの、用途が制限されており利便性は依然低いため、「中国（上海）自由貿易試験区独立勘定オフショア融資とクロスボーダー資金流動のマクロプルーデンス管理実施細則」により、外債調達の規制緩和が進んでも利用が困難である。

さらに、天津自貿区では、ファイナンスリース業について、上海自貿区よりも規制緩和が進んだ時期があり、例えば、ファイナンスリース業の印紙税の免税が先行して導入され参入しやすかった。

「先行実施、先行実験」が上海自貿区の使命の一つと承知しているところ、既存の通達と調整したうえで、上海自貿区では、他の地域に先駆けて、行政手続きの簡素化や規制緩和を推進していただきたい。

### （２）批准手続きの簡素化

「先照後証」によって企業設立期間が29日から4日に短縮された。この工

商部門の手続き簡素化を高く評価する声が多いが、会社設立後に事業展開をするために必要な各種批准手続きの要件は旧来のままである。

- ・ 「行政認可証」

例えば、公演マネジメントや医療など特別経営項目の事業展開のために必要な「行政認可証」取得の困難さが旧来通りである。現場では、実務的に言うと、試験区管理委員会関係のコンサルタント会社を通じて高額な手数料を支払わないと「行政認可証」の取得が難しいところ、「行政認可証」の取得の要件緩和及び期間短縮を要望する。

- ・ コンテンツ

コンテンツ上で使用のできない表現が明文化されておらず、企業は申請毎に担当部局から指導を受けて修正を迫られるため、批准を得るまでにかかなりの時間を要している。このため、まずは審査要件を明文化していただき、その上で、禁止事項以外の内容は年齢制限を科すなどの国際通則に従った措置を採用頂くよう要望する。

### (3) サービス貿易に係わる納税手続きの簡素化

国際間取引の役務提供に関連して、中国企業が国外の企業に対して役務提供を行った場合に、中国法規上は免税とされるべき流通税である増値税について免税が認められないケースが発生している。本来、流通税は当該国内で消費されたものに対して課税されるべきであるため、手続きを踏めば、原則的に免税が認められる性質のものであるが、免税が認められずに企業にとって追加の資金負担が発生している。企業の負担軽減の観点から、国際間取引における役務提供に係わる増値税の免税措置について免税適用要件の緩和を要望する。

### (4) 区外の一般企業と同様のインボイス取扱

上海自貿区税務当局から自由貿易区に設立された会社に対して、インボイスのプリンターやVATインボイス及びそのプリントのオペレーションを上海自貿区市場（インボイスをプリントする特殊エリア）内で行わなければならないと要求されている。この管理方式は、企業によるインボイスの不正取扱を避けて、税務当局の監督管理を強化に有利となるが、一般会社にとっては、インボイスを発行したい時、タイムリーに処理できなく、その都度、上記「市場」にスタッフをわざわざ派遣しなければならず、時間のコストを高め、運営に非効率と不便をもたらしている。

については、上海自貿区に設立される企業が、インボイスが自由貿易区「市場」内でしか発行できないという現在の通知を撤廃して区外一般企業と同じように、国家のインボイス発行管理規定に沿って、自社で管理、社内にインボイスのプ

リントーを置いて印刷できるよう緩和していただきたい。

#### (5) 還付措置

「第12次5カ年計画」経済発展専項資金により、上海自貿区に拠点をもつ企業も営業税、増値税、所得税の還付措置が実施されると承知している。しかし、還付措置にあたって、企業の資格認定の申請が本年7月20日から8月10日と1か月の期間もなく、申請自体を知らない企業も多い。さらに、外高橋の某中国企業が申請毎に2,000元を要求する手続代理業者になっている。還付措置の広報及び企業が直接申請できるように手続きなどについて改善していただきたい。

#### (6) 内外無差別

ネガティブリストとは、外国の企業が上海自貿区で事業展開をする際、制限・禁止される分野を列挙したものであり、ネガティブリストに記載がない分野は内資系企業同様に外資系企業にも開放されたことを意味し、原則的に内国民待遇扱いと承知している。

他方で、一部項目では内外無差別が進んでいない。後述している建築業に加えて、例えば、保安サービスに関して言えば、2010年1月に國務院から公布された「保安サービス管理条例」で、オフィスなどの施設に対して警備サービスを提供する保安サービス会社の独資設立が開放された。しかし、関係部門である公安の認可取得が困難なため、現実的には事業展開が出来ない。内外無差別の扱いを着実に進めていただくよう要望する。

#### (7) 輸入規制緩和

##### ○食品

現在、安全で高品質な日本の農水産品に対する中国人消費者の購買意欲が高まっており、訪日観光を通じて、多くの中国人観光客が我が国で日本の食材が人気を博している。

輸入規制が緩和されれば、中国の市民に多彩で豊富な日本食材を提供することができるようになり、市民の食文化がより一層充実し、食生活の質の向上にもつながり、中国の輸入関税などの収入増や消費の活性化にも貢献できると考えられる。

さらには、より多くの日本の輸入産品が中国市場で取引されれば、物流・流通や衛生管理分野で日中両国企業の民間協力が活性化し、中国国内のコールドチェーンや食品管理システムが一段と改善されるなどの効果も期待される。上海市では、全国に先駆けて自由貿易試験区が設置され、国際水準に合致した貿

易・投資ルール整備のため、輸入貨物の区内搬入手続きや検査検疫手続きの簡素化が進展しているところ、試行措置の一環として、日本産品について、輸入手続きに係わる規制の緩和・廃止を進めていただきたい。

- ・ 10都県産品の輸入規制の撤廃

福島第一原子力発電所の事故に起因する輸入規制について、現在10都県産の食品及び飼料の全面的な輸入禁止という世界でも類を見ない厳しい措置が執られているが、日本政府と継続中の協議を進めていただき、科学的なデータに基づき、合理的な範囲まで規制を緩和するようお願いする。

- ・ 日本産品の輸入規制の緩和

口蹄疫の発生を受け輸入が規制されている乳製品、口蹄疫・BSEが原因となっている肉類、また、指定工場での精米・くん蒸処理が求められている米、過去に輸入実績がないなどの理由からリンゴ、ナシのみが許可されている野菜・果物等の青果物といった品目で、依然として輸入規制が存在する。これらの輸入規制についても緩和措置の検討をお願いしたい。

#### ○化粧品、医療品、介護用品

日本からの化粧品、医療品、介護用品について、輸入手続きに係わる規制の緩和・廃止を実験的に進めていただくよう要望する。

#### ○3C認証規制

3C認証規制の提出書類が多いため、対象となる電機ケーブルや弱電機器類などの輸入手続きが煩雑であるところ、段階的に規制を緩和いただきたい。

#### (8) 旅行業

##### ○細則公布

旅行分野に関する実施細則が公布されていない状況であるが、実施細則公布の際には、既に上海自貿区に登録した中外合資旅行会社の取組を追認していただくことを要望する。

#### (9) 建設業

2002年12月1日に施行された「外商投資建築業企業管理規定」により、全国では、独資の外国建築会社は、外資出資比率50%以上の合弁プロジェクトしか受注できない。他方、上海自貿区設立の建築会社であれば、上海市内の50%以下の合弁プロジェクトを請け負うことも出来るが、上海自貿区で実験的に一段の規制緩和をお願いしたい。

- ・ 外資建築企業の受注制限の撤廃

建設業者の資質証書（建設業許可証）について、「特級」「1級」「2級」「3級」といった資質の等級ごとに資本金や技術者数等の厳しい要件が課され、資質等級に応じて建設できる建物の規模に制限がある。

景気が悪化する中、中小ゼネコンを保護するため、本年から、江蘇省以外の各地で、1級資格の建築企業は3,000万元以下のプロジェクトを受注できなくなった。昨今、日系企業の対中投資プロジェクトの規模が縮小傾向にあり、3,000万元以下のプロジェクトも多くなってきたため、1級の日系ゼネコンにとって3,000万元ルールはインパクトが大きいと言える。

外資系企業は合弁プロジェクトしか受注できないため、日系ゼネコン各社は限られたマーケット内で過当競争を強いられている。それにもかかわらず、中国の建築会社と同様の資質制限を課せられているため、不公平なビジネス環境で苦戦している。全ては受注制限による不公平な競争市場に起因していると推察される。現状、100%外資の建築企業の受注できる工事が限定されており、中国の建設業発展のために十分な貢献が出来ない。

外資系建設企業には中資系プロジェクトの受注が認められない中、中国市場に見切りをつけて撤退する企業も出てきているところ、「中国（上海）自由貿易試験区で外商投資工事企業の設立に関する通知」（沪建交聯（2013）997号）の見直し等を通じて、上海自貿区設立の外資系建設企業による中資系企業の建設プロジェクトの受注を試験的に認めていただくよう要望する。

#### ○設計員の資格要件の緩和

外資建築企業は中国国内の設計員の資格を実質的に取得ができないため、海外の先端的なデザイナーが自由に活動できないところ、設計員の資格要件の緩和を検討いただきたい。

#### （10）通信

通信分野については、2014年12月に提出した要望事項に対して直接的な回答をいただけておらず、特段の状況変化もないこと等から、以下のとおり同様の事項を要望する（確認事項1点は追加）。各要望事項について個別にご回答いただきたい。なお、本要望事項は、あらゆる産業にとっての基礎的なインフラであるICTについて、日中相互の経済発展等のため、引き続き要望させていただくものである。

#### ○付加価値電信業務の一段の開放

日系通信企業の共通の認識として、基礎電信業務の規制緩和や開放よりもむしろ、付加価値電信業務を中心として一段の規制緩和を希望している。

付加価値電信業務は、あらゆる産業にとっての基礎的な情報インフラである。仮に付加価値電信業務が更に外資系企業に開放されれば、中国国内に存する企業の事業環境の更なる整備・安定化に貢献でき、これが、製造業のみならず、今後中国国内において更なる成長が期待されるサービス業の対中投資を一段と促進させると期待される。具体的に以下の点につき要望する。

なお、日系通信企業は、日本国内等において、高速で安価な光ファイバ網、モバイル通信、クラウドサービス等、世界最高水準のICT環境を実現しており、付加価値電信業務が開放されれば、その環境整備で培ったノウハウを活用して中国経済の発展に貢献できるものと考えている。

#### ・インターネット接続サービスの解禁

(中国の国内法規で認可された商品に限って) 国外の商品をオンラインショップで購入したいとの消費者のニーズが高まっており、また、国際的にクラウドサービスが普及しつつあるところ、インターネット接続サービス(例: オンラインショップ情報コンテンツ、オンライン取引、オンラインアプリケーション等のサービス事業者)に提供するインターネット接続サービス)の外資系企業への解禁を要望する。

#### ・インターネットデータセンター(IDC)業務の解禁

企業によっては中国国外にデータセンターを利用して、中国国内で各種情報サービスを提供しているが、遅延等の問題が発生し、国内企業の営業活動に支障が生じるケースが見受けられる。こうしたトラブルを回避し、既存の基礎電信業務事業者の既存設備を活用しつつより良い通信環境をデータセンター利用者に提供することで、中国国内での各種情報サービスの高度化を図るため、上海自貿区内でのインターネット回線まで含めたデータセンター(IDC)の外資系企業への解禁を要望する。

#### ・通信エリア限定の撤廃

通信サービスはインフラ事業であるため、参入する際には、設備、技術、人員など相応の投資額が必要となるが、仮にインターネットのサービスエリアが上海自貿区内に限定されてしまうということであれば、通信業務は事実上採算が合わずに参入が非常に難しくなる。上海自貿区設立の企業の通信サービスの全国展開を認めて頂きたい。

#### ・付加価値電信業務に係る詳細な制度設計の更なる推進と情報提供の実施

付加価値電信業務については、現在、詳細な制度設計が進みつつあると認識

しているが、上記要望事項を踏まえつつこれを更に進めるとともに、具体的にどのような業務が実施可能になるのかが明確に分かるよう、説明会の開催、資料の共有等の情報提供を頂きたい。

#### ・ MVNO の解禁

中国 3 大キャリアの MVNO (Mobile Virtual Network Operator : 仮想移動体通信事業者) ライセンスが一部の中資系企業に解禁され、通信分野の競争促進が図られている現状を心から歓迎する。これを更に進めるため、上海自貿区設立の外資系企業についても MVNO への参入解禁を要望する。

#### ○ 「2015 年版ネガティブリスト」における付加価値電信業務に係る記述 (確認)

「2015 年版ネガティブリスト」(2015 年 4 月 20 日公布) では、付加価値電信業務について、「電信会社は制限類に属し、その業務は中国が WTO 加盟時に開放を承諾した電信業務に限られる。そのうち、付加価値電信業務 (電子商取引を除く) の外資比率は、50%を超えてはならない。」との記述が新たに追加となっている。

この記述について、「中国が WTO 加盟時に開放を承諾した電信業務」の具体的な業務範囲をご教示いただきたい。また、「付加価値電信業務 (電子商取引を除く) の外資比率は、50%を超えてはならない。」との記述は、それまでに発表されている付加価値電信業務に係る外資規制の緩和措置 (例えば、中国 (上海) 自由貿易試験区における付加価値電信業務のさらなる対外開放に関する意見」(2014 年 1 月 6 日 工業情報化部・上海市人民政府)) とどのような関係にあるのかご教示いただきたい。これまでの外資規制の緩和措置により、付加価値電信業務については、一部を除き、50%超の外資が認められたものと認識している。

#### (11) 出版

##### ○ 販売会社と流通会社

出版社 (電子書籍を含む) について外資規制があり、中国国内で外資が出版社を設立することができない。また流通については、合併等であることが条件となっているところ、当該規制の緩和・撤廃を要望する。

#### (12) 教育

##### ○ 早期教育や小中高大の就学分野

現状、外国語や技術教育など職業研修の緩和にとどまっていることから、より年齢層が低い早期教育や小中高大の就学分野における規制も、例えば、独資での会社設立の認可などを認めていただくよう要望する。また、規制緩和の際



にはエリア制限を設けないようお願いしたい。

### (13) 職業仲介サービス

#### ○独資での進出

現状、外資系企業の職業仲介機構は、合併規制が設けられているため、独資での進出を試験的に認めていただきたい。

### (14) 投資管理

#### ○外資系企業の上場

株式制の外資系投資会社の設立が認められたが、肝心の外資系企業上場のための規制緩和が実施されていないところ、外資系企業上場のための緩和措置を要望する。

#### ○投資性会社の規制緩和

現在、投資性会社の設立には3000万米ドルの最低資本金が要求され、地域統括会社設立のネックとなっているため、上海自貿区に登録する場合、このような最低資本金制度の緩和を行っていただきたい。

### (15) 新農村建設への貢献

#### ○先進的な農業流通ネットワークの構築

先進的な農業流通ネットワークを構築し、貴国の掲げる新農村建設及び大規模農業の整備に貢献できると考えられるため、ネガティブリスト上の「F576 農薬、農業用フィルム、保税油の卸売、配送への投資を制限」を撤廃いただきたい。

### (16) 越境電子商取引の推進

#### ○新規参入の認可と低減税率の導入

越境電子商取引関連における個人輸入貨物の取扱いは現状試験的措置として「中国郵政」及び上海自貿区では「跨境通」などの国有企業に限定されている。国外商品の電子商取引が活発化する中、よりよい物流サービスの提供のため、外国企業を含む一般業者の参入を認めていただきたい。また、中国国内の消費者に対する輸入関税手続きの簡素化のために、関税免税枠を拡大するとともに、増値税や関税に対する低減税率の範囲拡大を要望する。

### (17) 資源リサイクルビジネスの促進

#### ○リサイクルビジネス助成金導入

資源リサイクルビジネスの健全な発展のために参入条件を明確化いただくとともに、リサイクルビジネスの育成を目的に助成金導入などを検討いただきたい。

#### (18) 環境・安全アセスメントの審査期間の短縮化

##### ○審査期間の短縮

各種事業に係る環境・安全アセスメントの審査期間の短縮化のために、専門機関へ許認可の権限を委譲するなどの改善措置をご検討いただきたい。

#### (19) 自動車

##### ○保税販売

現状では、輸入車は通関時に関税が課されており、販売実態としては、販売店が関税賦課後ベースで商品仕入れ・借入をしている。消費者に早く廉価な車をお届けするため、自動車の保税販売（販売計上時に関税支払い）を許可していただきたい。

##### ○出資比率規制の撤廃

自動車製造分野の外資投資は現在50%に制限されている。上海自貿区で自動車生産工場を作る際には、独資での投資を認めていただきたい。

##### ○中古車に対する輸出規制の緩和

現状、中古車輸出は輸出許可証管理によって規制されているが、同管理の規制緩和を実験的に実施いただきたい。

#### (20) 法律サービス分野

「中华人民共和国国务院令【外国律师事务所驻华代表机构管理条例】（第338号）」に基づくと、外国の弁護士事務所（合弁を含む）は、中国人弁護士を雇用できないことになっている。しかし、外国の弁護士事務所でも、中国人弁護士が中国の弁護士資格を持ちながら就業することが認可され、中国人弁護士が外国の弁護士事務所の名義で法的な意見書を提出できる、さらに、訴訟もできるようになれば大きな進展といえ、企業のビジネス活動の環境整備にも貢献できる。このため、外国の弁護士事務所（合弁を含む）が中国人の弁護士を採用できるように【外国律师事务所驻华代表机构管理条例】を調整した上で、来年のネガティブリストで撤廃いただくなど、上海自貿区で実験的に規制緩和を実施いただきたい。

### (21) 一段のエリア拡大

本年4月から、上海自貿区のエリア拡大が実施されたが、一方で、例えば外高橋物流園区2期や浦東新区の一部のエリアは自由貿易試験区として認定されていない。上海自貿区の対象エリアを浦東新区全体などより大胆に拡大いただきたい。

### (22) 業種毎の説明会

本年2月に朱民・上海自貿区管理委副主任との意見交換会（上海市外国投資促進中心協力）、7月には簡大年・浦東新区副区長／上海自貿区管理委副主任による拡大自貿区セミナーを開催いただき、感謝申し上げます。今後は、製造、建設、通信、コンテンツ、通関、金融、法律、食品など業種毎の交流会を実施したいと考えているところ、講師派遣などについてご協力いただきたい。

## 2 通関

上海自貿区において31もの通関関連改革措置を打ち出したことは評価できるが、個別の措置について質的向上を図ることで一層大きな効果を上げられるものも少なくない。また、新制度の利用や税関特殊監督管理区域において一部の企業に利益が集中する仕組みが存在し、不公平な市場が形成されているところ、速やかに是正すべきと考える。具体的には以下のとおり要望する。

なお、上海が「貿易の中心」として発展するためには、「大胆に試し、大胆に改める」ことを実行し、最終的には完全なる一線の開放を行い、上海自貿区と港の一体化、一体的運用を行うことが望ましいと考える。

### (1) 先入区・後通関

○リードタイム短縮のために制度利用のニーズが高い航空貨物について、グラウンドハンドリング業者の倉庫で荷捌きした後、税関特殊監督管理区域へ直接輸送することができるのは一部の特定の事業者のみとなっている。「先入区・後通関」制度のより効果的な実施のため、この不公平を是正し、一般の事業者に開放いただきたい。

○制度上は簡易な申告をもって即座に貨物を引き取ることが可能とされているが、検閲検疫局による商品検査に時間を要するため、貨物の早期引取りができていないところ、改善願いたい。

○利便性の向上のため、混載便による搬入が可能となるよう、一般区から税関特殊監督管理区域への搬入においても搬入後通関を認めていただきたい。

### (2) 区内自行運輸

○企業の物流コストを低減させる上で有効な制度であるが、上海自貿区を構成する4つの税関特殊監督管理区域間のみの運送に適用が限定されている。更なる物流コスト低減のため、同一税関特殊監督管理区域内、税関特殊監督管理区域と港、税関特殊監督管理区域と上海市外を含む他のエリアとの間の運送についてもその適用を拡大することを要望する。

○税関特殊監督管理区域間の保税輸送に関し、出発地を管轄する税関と到着地を管轄する税関の双方の許可を要求される場所、出発地を管轄する税関の許可のみをもって保税輸送を許可いただきたい。

### (3) 通関手続付属書類の簡素化

○取引契約書やパーチェスオーダー等が実在しない取引においても、一律に書類の提出を求められるところ、ビジネスの実態に即し、運用の改善を図られたい。

#### (4) 集中一括納税

○集中一括納税制度を利用するための前提となる担保について、資金圧力を緩和するため現金のみならず他の資産も広く認めていただきたい。また、担保金を積む口座を税関指定の銀行に開設する必要があるところ、対象となる銀行についても広く認めていただきたい。

#### (5) ゲートの電子自動化管理

○対象企業を限定して実施しているところ、ゲート周辺における渋滞の発生を抑制し円滑なゲート通行を実現するため、より多くの企業が電子自動化管理されたゲートを利用できるよう改善願いたい。

○税関特殊監督管理区域内外を結ぶゲートの通行可能な時間帯が限定されているところ、リードタイムの短縮を図るため、24時間通行可能とすることを要望する。

#### (6) 一区登録・四区経営

○一つの税関特殊監督管理区域に登録さえすれば、新たに法人を設立することなく他の三つの税関特殊監督管理区域における税関業務の実施が確実に担保されるよう、税関当局は税務局、工商局等他の行政機関との調整を行っていただきたい。

#### (7) 利用する業者の指定

○保税区から混載貨物を再輸出する場合、税関指定のCFS（混載貨物専用倉庫）業者を利用する必要があるところ、その費用が高く、貨物が損傷を受けるリスクも高いことから、利用するCFS業者の自由化をお願いしたい。

○外高橋物流園区において、輸送用のラックやパレットの調達、荷役労働者の派遣について、それぞれ利用する事業者の指定があるところ、コスト増加の原因となっている。利用する事業者の自由化をお願いしたい。

#### (8) 税関特殊監督管理区域の機能の統一

○自由貿易試験区を構成する4つの税関特殊監督管理区域の機能はそれぞれ異

なるところ、「自由貿易試験区」という統一の名称に合わせ、その機能の統一を図るべきである。

○とりわけ、外高橋保税區を経由する輸出貨物について、実際に船積みされるまで輸出者は増値税の還付を受けることができないところ、企業の資金圧力緩和のため、輸出貨物の外高橋保税區搬入の時点で増値税の還付機能を持たせることを要望する。

#### (9) 通関一体化の早期拡大

○長江デルタ地域の通関一体化により、一定の利便性向上につながっているが、更なる利便性の向上のため、「通関一体化」の動きが早急に全国に拡大されることを希望する。

#### (10) 事前教示の確立

○輸出入に関し、品目分類や関税評価、必要書類や検閲検疫局による検査項目等について事前に照会可能で、その回答が実際の輸出入時にも効力を有する事前教示の確立をお願いしたい。

#### (11) 制度周知等

○通関に関する制度変更が、事前通知・正式通知もない状況で実施されることがあり、混乱を招いている。制度変更を行う場合には、対応準備のための十分な時間的余裕をもって、税関ホームページに文書で掲載する等配慮願いたい。また、窓口の税関職員が制度変更を理解していないケースも散見されるところ、職員に対しても周知徹底願いたい。

○現在でも通関に関する各種相談を受ける税関ホットライン 12360 はあるが、上海自貿区による規制緩和や新方針についての問合せには十分な回答が得られない。上海自貿区に特化した専門性のある人材を揃えたホットラインの開設をお願いしたい。

○上海自貿区における 31 の通関関連改革措置について、具体事例を踏まえた研修の機会を提供いただきたい。

### 3 金融

上海自貿区の金融関連改革については、「一線は開放し、二線はコントロールする」との方針の下、上海自貿区と海外との資金の流れを自由にした上で自貿区と中国本土との資金の流れを規制しようとしている。これは、香港を通じた資金の流れと基本的に同様と考えられる。日系企業が自貿区に進出するにあたっては、香港と上海自貿区の違いが明確になり、金融面において香港を通じた資金の流れより、上海自貿区を通じた資金の流れの方が使い勝手が良いことが明らかになる必要があると考える。そのうえで具体的には以下を要望する。

#### (1) 自由貿易 (FT) 口座

○「中国（上海）自由貿易試験区分離記帳勘定業務実施細則（試行）」第14条において、自由貿易口座を通じて、経常項目及び直接投資項目のクロスボーダー資金決済を行うことができるとされているが、上海自貿区と中国本土の資金のやり取りについては、資金用途を限定して管理するのではなく、各銀行において、上海自貿区と中国本土間の資金移動総額が一定額以上となる場合に制限をかけるような管理手法にすることを要望する。

○本年2月から、FT口座を通じた人民元・外貨オフショア調達が可能となり、域内企業は、投注差による外債管理及び払込済資本金に基づく人民元オフショア調達モデルとの選択できるようになったが、現状日系企業は借入枠が大きく、外貨も選択できるFT口座を通じた資金調達を選好している。一般企業のFT口座を通じた借入限度額は、現状資本金の2倍となっているが、企業の外債調達ニーズは引き続き大きいところ、限度額の拡大を要望する。

○FT口座を通じた資金調達に際しては、FT口座関連業務として当局への報告が求められているが、同時に従来からの国際送金や資本取引関係の報告も必要となっており、銀行・企業にとって負担となっているため、報告内容の簡素化もしくは一本化を要望する。

○不動産業やファクタリング業等、これまで外債調達が制限されている業種の企業から、上記のいずれかのモデルによる外債調達について関心が寄せられているところ、企業の利便性を考慮して、外債調達の対象企業が拡大されることを要望する。

#### (2) クロスボーダープーリング

○クロスボーダープーリングで集めた資金を使用する際には、使用用途に応じ

たエビデンスを確認する必要があることから使い勝手が悪いとの指摘がある。そのため、クロスボーダープーリングで集めた資金についてはより柔軟な使用を認めることを要望する。例えば、現在外貨管理局にて認定している評価の活用や、一定期間のプーリング業務実績において評価を行うこと等により、優良企業については柔軟な使用を認めるなどの制度設計にしてはどうか。

### （３）投融資改革

○2013年12月に人民銀行から公表された「金融による中国（上海）自由貿易試験区建設支持に関する意見」で盛り込まれた投融資改革のうち投資分野については、未だ細則が公表されていない状況。「中国（上海）自由貿易試験区分離記帳勘定業務実施細則（試行）」でも「一項目が成熟したら一項目を押し進める」原則に基づき、各関連部門と別途制定するとされている。上海自貿区に人民元オフショア市場を創設するためには、集まった人民元の運用方法を多様化させる必要があるため、投資分野の細則を早急に定めることを要望する。

### （４）生命保険会社及び証券会社の外資独資による設立

○生命保険会社及び証券会社については、独資による設立が認められておらず、事業進出における選択の幅の制約となっている。顧客に対する多様な金融サービスを提供するためにも、上記会社の独資による設立の認可を要望する。



#### 4. 法制度改革の改善

##### (1) 上海自貿区内外の制度との整合性

○上海自貿区で試行された制度の全国展開の進展、上海自貿区の拡大などにより、順次新制度の適用範囲が拡大されていることは評価できる。引き続き、上海自貿区内外の制度上解釈、制度運用について不一致がみられることから、統一した解釈、運用ルールに基づいた対応を要望する。

##### (2) 登録資本登記制度、市場主体信用情報公示システム

○日本で起業する場合、公証人が認めた定款によって定めた資本金を、銀行に送金した際に受領する資本金保管証明書が必要になる。この証明書をもって会社登記上の資金力から見る信用の担保がなされているところ。

一方、上海自貿区の場合、登録資本登記条件の緩和により容易になった企業設立について、設立にあたっては商務部門への出資証明書の届け出が必要と聞く。この出資証明書は、企業の信用情報を補完する重要な情報であることから、公開を前提とした運用を要望する。

○また、企業の信用情報を補うことができる情報公示システムについて、2014年10月に「全国企業信用信息公開系統」<http://gsxt.saic.gov.cn/>が公開されたが、関係部門間での十分な連動がなされているとは言えない状況にある。また、企業の経営活動にあたり必要な情報をタイムリーに開示できるようにしていただきたい。

○一方で、部門間のシステムを連動した場合、他部門の評価が当該部門の評価に影響を与えないか懸念を感じるころ、各部門の審査独立性を確保したうえでシステムを連動させることを要望する。

##### (3) 営業許可証の統一

○営業許可証が3種類に統一された点については、その手続きを簡素化し、所要時間を短縮できることに對しメリットを感じている。既に、工商総局等6部署による2015年8月7日付『國務院弁公庁による「三証合一」登記制度改革の加速推進に関する意見』の徹底に関する通知』が公布され、全国展開が図られていることは評価できる。上海自貿区での運用開始を含め、できる限り早期に、かつ、全国で統一された手続きによって、実質的な運用が可能となることを要望する。

##### (4) 下級部門への権限委譲

○下級部門への権限移譲については、非常に有益なものと考えており、中国政

府が「行政簡素化・権限移譲」の全国的な推進を図っていることは評価できる。一方で、担当官の裁量による解釈、運用ルールの不一致などが起きぬよう、権限移譲にあたっては統一した解釈、運用ルールに基づいた対応をお願いしたい。

#### (5) 一括受理制度

○一括受理制度により手続きの簡素化、時間の短縮が図られたと認識しており、上海自貿区以外でも同様の制度が広がっていることを歓迎する。引き続き、更なる手続きの簡素化、効率化を図るべくご検討いただきたい。

#### (6) 知的財産権紛争解決・支援システム

○上海自貿区での取組が他の自貿区にも広がるなど先導的役割を果たしているものと評価できる。例えば、版權管理の効率化において、国内に入った物品のうち未通関の物品の商標が侵害された際どうなるのかなど、具体的な事例を想定したうえでの制度面の更なる充実化を図っていただきたい。

#### (7) 電子営業許可証、電子認証システム

○審査手続きの効率化を期待できることから、先ず上海自貿区での導入を早期に実現するとともに、有効性が確認できれば全国への早期導入をお願いしたい。

#### (8) 税務電子システム

○(7)と同様手続きの簡素化が期待でき、既に全国への導入を図る改革事項とされているところ、引き続き早期の全国への導入をお願いしたい。

#### (9) 外国人のビザ・居留手続き

○「中国（上海）自由貿易試験区条例」の第24条では、上海自貿区内企業の外国籍社員や中国籍社員、区内企業により招聘された外国籍出張者に対する入境、出境、在留に係る便宜を提供する旨記載されているところ、上海市では科学技術イノベーション促進政策を後押しする観点から、外国人ビザ、居留証、永久居留証（永住権）の発行基準が大幅に緩和されたことは評価できる。

他方、中国経済の生産性向上等にも貢献している日系企業を支える人材の一角を占める60歳以上や高卒若手に対する外国人就業証の認可が引き続き取得し難い状況は続いているなど、より総合的な視点からの継続的な見直しを要望する。

以 上